

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を
中止する旨の公告

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和７年１０月１日

仙台法務局名取出張所 登記官 島 貫 悟

記

- １ 手続番号
第３７０８－２０２３－４００１号
- ２ 表題部所有者不明土地に係る所在事項
名取市閑上東一丁目１０番２

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を
中止する旨の公告

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和７年１０月１日

仙台法務局名取出張所 登記官 島 貫 悟

記

- １ 手続番号
第３７０８－２０２３－４００２号
- ２ 表題部所有者不明土地に係る所在事項
名取市閑上東一丁目１１番１